

障がい者コミュニケーション促進委員会

議 事 録

日 時：2023年3月15日（水）午後2時開会
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 1階 研修室

1. 開 会

○事務局（木下障がい福祉課長） 皆様、いつも大変お世話になっております。札幌市障がい福祉課の木下でございます。

本日もご出席予定の皆様全員がおそろいですので、若干、時間が早うございますが、これから障がい者コミュニケーション促進委員会を開催させていただきます。

まずは、本日、年度末でお忙しい中、この会場に足を運んでいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、私から、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様方におわびを申し上げます。

近年の新型コロナの関係で、ここ2回は書面開催とさせていただいておりました。オンラインでの開催も検討はしたのですが、結果的に久しぶりの対面での開催となりましたことをおわび申し上げます。また、皆様にご覧のようにお会いすることができ、大変心強く感じているところでございます。

皆様もご承知のように、札幌市では、平成29年度にコミュニケーション条例、そして、手話言語条例を制定しております。障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進、それから、手話が言語であるという認識の普及に関する取組を進めてきたところでございます。

この間、コロナ禍もありましたけれども、昨年5月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されておまして、国全体の流れとしても情報アクセシビリティやコミュニケーション施策に関する取組が求められているものと思います。

つきましては、今後も、新法や条例などに基づく取組を効果的に実施していくため、皆様のご意見をいただきたく、お集まりをいただいた次第でございます。

委員の皆様方におかれましてはそれぞれのお立場からご意見をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から配付資料の確認と進行上の留意点についてご説明申し上げます。○事務局（森岡在宅福祉係長） 障がい福祉課在宅福祉係長の森岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、昨年、任期についてですが、皆様のお手元にお渡しした委嘱状のとおり、令和5年3月末までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料について確認させていただきます。

本日の資料は、次第、座席表、資料1の令和4年度取組について、資料2の今後（令和5年度以降）の取組について、資料3の障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法についての以上5点でございます。

不足しているものがあれば挙手にてお知らせください。

次に、会議の進行についてお願いがあります。

発言する際は、挙手の上、マイクを使っていただき、恐縮ではございますが、毎回、所属とお名前をお話ししていただくようお願いいたします。

また、会場には磁気ループを設置しておりますので、対応の補聴器をお使いの方はTモードへの設定をお願いいたします。

2. 委員自己紹介

○事務局（木下障がい福祉課長） 改めまして、木下でございます。

それでは、久しぶりの対面での会議ということもありますので、皆様から、一言ずつ、お言葉をいただきたいと思います。

前回の会議で会長に選出されました札幌学院大学人文学部准教授の松川会長より、時計回りにご紹介をさせていただきます。

それでは、札幌学院大学人文学部准教授の松川会長でございます。

○松川会長 座ったままで失礼します。札幌学院大学の松川と申します。

コミュニケーション促進委員会は2期目になります。平成28年1月から開催された手話・障がい者コミュニケーション検討委員会にも携わってきました。その関係もあり、この促進委員会の委員を務めさせていただいています。

会長を仰せつかっています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田副会長でございます。

○花田副会長 皆様、こんにちは。札幌市中途失聴・難聴者協会の花田です。

令和4年度は、コロナ禍の感染防止の取組をしながら、やっと活動できるようになってきました。今後も続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、日本ALS協会北海道支部副支部長の山田委員でございます。

○山田委員 日本ALS協会では理事をしております山田洋平でございます。

私は2期目になります。

皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、点訳奉仕むつの会会長の大沼委員でございます。

○大沼委員 皆さん、こんにちは。むつの会の大沼でございます。

ボランティアとはなりますが、この会の中の業務と点訳を並行して、みんな分担しながらやっております。

順番で私が会長を仰せつかっております。任期はもう1年が過ぎまして、今年いっぱいということです。引継ぎを含め、そごのないようにやりたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

○近藤委員 視覚障害者福祉協会の近藤です。

検討委員会の時代にご一緒させていただいた委員の皆さんが何名かいらっしゃいますけれども、促進委員会になってからは今回が初めてになります。

また、付け加えさせていただきたいのですが、今日は午後4時から次の集まりが入っています。同じく札幌市関係のものなのですが、3時過ぎぐらいには退席させていただくことについて皆さんにご了解をいただきたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌市精神障害者家族連合会専務理事の盛委員でございます。

○盛委員 皆様、お疲れさまです。札幌市精神障害者家族連合会専務理事の盛でございます。

名前のお通り、当団体は、札幌市におきます精神障がいをお持ちの方のご家族の方の家族会の連合会です。私自身、委員になってから初めての対面での参加となります。初めての方も多いと思いますが、今後どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の会長をさせていただいている長江と言います。

私たちの団体は、先ほどの精神障害者家族連合会と一緒に、知的障がい児・者を持っている親の会となります。今回、初めて参加させていただきます。皆さん、よろしく願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌盲ろう者福祉協会会長の富樫委員でございます。

○富樫委員 NPO法人札幌盲ろう者福祉協会の富樫です。

皆さんとはしばらくお会いしていませんでしたが、コロナの自粛中に私は全盲になってしまいました。耳も聞こえづらくてすごく不便ですが、頑張っていますので、皆さん、これからもどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌手話通訳問題研究会副運営委員長の太田委員でございます。

○太田委員 札幌手話通訳問題研究会副運営委員長の太田と申します。

近藤委員、松川会長、富樫委員と同様に、検討委員会時代からずっと委員を務めております。今日、久しぶりに顔を合わせ、元気な顔を見て、ちょっとほっとしております。今日は、よろしく願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、札幌聴覚障害者協会副理事長の高嶋委員でございます。

○高嶋委員 今ご紹介をいただきました札幌聴覚障害者協会副理事長の高嶋と申します。

1度対面でお会いしましたが、コロナで2年間お休みということでした。今回、2期になっております。また、対面の会議ができてよろしいと思っております。

聴覚障がいの方では、手話の普及、理解がまだまだと思っております。今回、法律ができましたが、十分な理解がまだ広がっていないという状況がありまして、その辺を強く要望していきたいと思っております。皆さん、一緒によろしく願いいたします。

3. 事務局説明（今年度報告事項について）

○事務局（木下障がい福祉課長） 皆様、ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進行させていただきます。

まず、報告事項についてです。

事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 障がい福祉課在宅福祉係長の森岡です。

私から令和4年度の取組についてご説明させていただきます。

一つ目は、ミニ手話講座です。

気軽に初歩的な手話を学ぶことができる講座を10回開催しました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、オンラインと対面の両方で開催しました。

二つ目は、中途失聴・難聴者手話講習会です。

中途失聴・難聴者向けの手話講習会を開催しました。令和4年度は、入門編と中級編にクラスを分け、それぞれ22回開催いたしました。

三つ目は、提案型障がい者コミュニケーション市民講座です。

当事者団体等の創意工夫による企画公募型の市民向け講座について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としていましたが、令和4年度から対面での講座を再開いたしました。

四つ目は、小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんがです。

障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する理解を深めるための子ども向け啓発漫画を作成しました。昨年度は失語症編、今年度は中途失聴・難聴者編を作成しました。

五つ目は、コミュニケーション支援システム（タブレット）の運営についてです。

区役所等に、音声認識・手書き対応アプリケーションなどの遠隔手話通訳などを行うためのテレビ電話アプリケーションを使用できるタブレット端末計16台を運用しています。

六つ目は、コミュニケーションツール作成補助です。

動画への手話通訳の挿入に係る費用等についての補助事業を実施しておりますが、令和4年度については実績がありませんでした。

七つ目は、研修会等講師派遣補助です。

障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学習する際の講師費用について、補助事業を実施しておりますが、こちらにつきましても令和4年度は実績がありませんでした。

最後は、その他です。

既存の広報物を活用し、普及啓発を行っております。

事務局からの説明は以上です。

○事務局（木下障がい福祉課長） ただいまのご説明について皆様からご質問などはございませんか。

○高嶋委員 コミュニケーションの補助についての申請がなかったということでしたが、それは企業に対しての補助、普及のことを意味されていますか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） コミュニケーション補助については、企業や団体に対して必要であれば補助をしますよというメニューになっております。しかし、今回、ホームページ等で募集を呼びかけていたのですけれども、特段申込みがありませんでした。

○事務局（木下障がい福祉課長） 太田委員、お願いいたします。

○太田委員 今、取り組んでいただいた報告を聞きまして、本当にありがとうございます。

ここに書かれている項目以外のことになりますが、先ほど、障がい者コミュニケーション条例、そして、札幌市手話言語条例がスタートしてという説明がありましたよね。もう4年になりますが、その後、いわゆるコロナ禍が始まってしまったわけです。

当初、ワクチン接種の各種申込み等のとき、聴覚障がい者の場合、電話による申込みができないため、何とかファクスで申込みができるようにしてほしいと要望しました。聴覚障害者協会のホームページに受付のファクス番号を載せる許可はいただいたのですけれども、札幌市のホームページではファクス番号が最後まで掲載されることがありませんでした。

コロナ禍の中で国民の皆さんは大変不安な思いで過ごされていたかと思うのですが、条例を制定した札幌市として、全ての障がい者が安心して支障なく申込みができる体制を整えていただきたかったと思います。

コロナ禍は、今、徐々に収束しつつあるようですけれども、これからまた新しいタイプのものはやらないとも限りません。そうしたときも遺漏のないように進めていただけるよう要望します。

そして、ちょっとした情報提供をします。

障がい者のコミュニケーションに関して、2017年から、総務省の補助事業で手話の音声翻訳ソフトの開発が始まっております。これは、札幌市、北海道大学、そして、今はBIPROGYという会社になっていますが、以前は日本ユニシスという会社、それから、札幌協と私ども札幌研も協力し、手話を文字に翻訳する、音声言語を文字に翻訳するというシステムの開発に取り組んでいるところです。

手話を文字に変換するものについては実用レベルにはまだなっていないのですが、中途失聴者の方が対象であれば、現在のものでも十分に実用レベルに達しているなど感じております。

先日、北区役所と東区役所の保健福祉課で実証実験をしたのですが、それに参加された

聾啞者の方から、今すぐは無理だけれども、これは便利なので、将来はぜひ使いたいという話がアンケートでも出されております。来年度も引き続き総務省の補助事業に選ばれるかどうかは分からないのですけれども、札幌市のバックアップがあればよろしいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（木下障がい福祉課長） 最初にお話をいただいたワクチン接種の関係ですが、皆様にご心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

全国民に対し、いかにして希望する方にワクチン接種を進めていくかという膨大な作業の中で、やはり行き届かない部分があったのだと思っております。私ども障がい福祉課としても、太田委員からご指摘がありましたように、今回のことを一つの教訓としながら、関係部局にしっかりと働きかけてまいります。

2点目ですが、太田委員、PRをありがとうございます。

新法も制定されまして、また、様々なツールの活用も今後はますます大切になってくるものと考えています。その実用性、もちろん、費用面なども含めて、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

ほかにございませんか。

○盛委員 先ほどもご紹介させていただきましたとおり、対面での初めての参加になりますので、質問をさせていただけたらと思っております。

1と2の手話についてです。

手話講座と中途失聴・難聴者手話講習会につきましては、前任の者から引き継いでいる資料を見る限り、平成30年から実施されているという認識でいます。

これまで継続して開催されていると思うのですが、例えば、参加者数や実際に札幌市として取り組んでの手応えや課題などをお伺いできたらなと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） まずは、ミニ手話講座の実績についてご説明させていただきます。

平成30年から開始しておりますが、平成30年度は、実施回数が5回で、参加された方が105人です。令和元年度は9回で、受講者数は147人です。令和2年度は10回で、受講者数が57人です。

令和3年度は、今、手持ちの資料がなくてお答えできないのですが、同程度の回数をやっています。

なお、受講人数についてですが、最近のドラマで手話が非常にブームになったということもあり、申込者が結構増えていると捉えております。今年1月からもその手話のドラマはやっており、引き続き、この人気は保たれるのかな、ニーズは保たれるのかなと思っておりますので、同様の回数をやっていきたいなと考えております。

次に、中途失聴・難聴者向け手話講座です。

こちら平成30年度から開始しております。

平成30年度は5回、受講者数は11人です。令和元年度は9回で、受講者数は9人で

す。令和2年度は10回で、受講者数は11人です。令和3年度も同程度の人数というふうに把握しております。

こちらの事業は当事者を対象とした講座となっており、参加する方も非常に限られております。来年度も同じような人数で推移していくのかなと考えております。

○事務局（木下障がい福祉課長） ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

4. 事務局説明（今後の取組について）

○事務局（木下障がい福祉課長） それでは、続いての報告事項です。

事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 障がい福祉課在宅福祉係長の森岡です。

引き続き説明をさせていただきます。

今後の取組について、主なものをお話しさせていただきます。

新年度は、令和4年度までに実施した事業をしっかりと継承、実施していきたいと考えております。また、令和5年度以降も、引き続き、オンラインの活用など、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行いながら着実に事業を実施していきたいと考えております。

その内容は、先ほどもご説明しましたが、まず、一つ目がミニ手話講座、二つ目が中途失聴・難聴者手話講習会、三つ目が当事者主体の市民向け講座、四つ目が小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんが、五つ目がコミュニケーションツールガイドです。そして、今年度から新たにやろうと思っているものですが、障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解及び利用促進を目的としたガイドブックを作成したいと考えております。

六つ目は、これも引き続きになりますが、コミュニケーション支援システム、タブレットの運営、七つ目がコミュニケーションツール作成費補助、八つ目が研修会等講師派遣補助です。九つ目が意思疎通支援事業です。これは国の障害者総合支援法に規定されている地域生活支援事業の一つで、札幌市でも以前から実施しているものです。

具体的に言うと、手話通訳の派遣養成事業、要約筆記者の養成派遣事業、盲聾者通訳・介助員の養成派遣事業、そして、昨年度からの失語症の支援員の養成派遣事業、この四つとなります。

なお、今三つ目に言った盲聾者通訳・介助員派遣事業は、利用時間を年間360時間と設定しているのですけれども、来年度からは利用時間の上限を撤廃します。また、報償費と言いまして、介助員の方にお渡しするお金について、手話や要約筆記と同じ水準に改正することにしました。

そして、10個目が職員向けホームページへの手話動画の掲載です。これは札幌市職員向けのホームページを使ってのものですが、市民対応の場面で使える手話に関する

動画を制作します。札幌協のご協力もいただき、定期的につくっていただいて、市職員向けに配信し、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

最後に、その他として、既存の広報物を活用し、区民センターや図書館など、様々な場所において普及啓発を進めていく予定です。

また、今まで幾つかお話しした施策について、十分に市民に周知されていないものもあることは重々認識しておりますので、動画、ツイッターやユーチューブなどを使い、周知をもっといろいろな市民に図れるように検討していきたいと考えております。

○事務局（木下障がい福祉課長） ただいま説明した事項について委員の皆様からご質問などはございませんか。

○近藤委員 9番目の意思疎通支援事業についてです。

できることであれば、視覚障がい者に対応する代筆、代読の拡充、障がい福祉サービスの居宅の事業の中での拡充をぜひお願いしたいなと思います。

代筆、代読に関する枠を別途と言っている自治体もありますけれども、ニーズがどの程度なのかをなかなか把握しにくい状態なので、できることであれば視覚障がい当事者の部分も、ちょっとだけでいいので、盛り込んでいただけたらありがたいなと思います。

○事務局（木下障がい福祉課長） 代読・代筆支援については、これまでも近藤委員からニーズの話を含めてお話を伺ってきたところです。今のご指摘も踏まえ、引き続きの検討課題とさせていただきたいと思います。

ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。

○太田委員 項目でいえば10番目になるでしょうか、職員向け手話動画の作成についてです。これはぜひ強力に進めていただくようお願いいたします。それに加えての要望ですが、ふだん地域に住む聾啞者の方が区役所に行く場合、保健福祉課に行く場合が圧倒的に多いわけですね。

保健福祉課にはろうあ者相談員がおりますが、その活用です。保健福祉課の範囲にするかどうかは別として、手話を覚えてくれる職員が増えると結果的にスムーズさが増すであろうという思いがありますので、各区のろうあ者相談員の活用も検討していただくことを希望いたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今お話をいただいたとおり、各区には、1人ずつ、ろうあ者相談員がいらっしゃいます。その方々は手話の熟練の方々がいらっしゃいますので、そういった方々からうちの職員が手話のノウハウ等を含めて学ぶことができるようにすることも含め、今後、いろいろと検討していきたいと思います。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続いて、高嶋委員、お願いいたします。

○高嶋委員 先ほど太田委員からお話があったことに加えてですが、職員が動画を見るだけではなく、毎年、職員として採用された新人の方がいるかと思っておりますので、手話をカリキュラムに加えていただき、何回か手話教室を開催し、教えていただきたいと思っております。

以前はそういうことがありましたが、最近は減ってきているのではないかと思います。

できれば手話教室を開催していただき、聾啞者に対する手話を動画も見ながら覚えていただけたほうが自然な手話が身につけられるのではないかと思います。

次に、9番の意思疎通支援事業の中の手話講習会など、通訳養成などについてです。

去年、「silent」というドラマがありました。それで手話がとても広まったと思います。手話講習会の申込み者数もとても急増していると聞いております。かつてない規模で、膨大な数となっており、落選した方が200人以上はいるかと思います。これはもったいない話だと思います。

3回でもいいので、経験をしていただく取組ができないのかと考えております。教えていただきたいと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） まず、新人職員に対しては動画を見るだけではなく、手話講習を開くなどによりスキルアップを図ってほしいということについてです。今のご意見を踏まえ、こちらでできることなどを考えていきたいなと思っております。

二つ目についてですが、これは障がい福祉課としても大きな問題だと考えております。たくさんの方が受講の申込みをされている実態がありますし、せっかくこれだけ手話に関心を抱いていただけていますので、全員が何らかの形で手話を学べるよう、来週、早速、協会側と打合せをすることとしておりまして、本当に前向きにいろいろと考えていきたいなと思っております。

○事務局（木下障がい福祉課長） ほかにいかがでしょうか。

○松川会長 札幌学院大学の松川です。

簡単な確認ですけれども、4番目の小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんがについてです。新規となっていますが、令和4年度も実施されているかと思うのです。

この新規の意味について教えていただけるでしょうか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） ご指摘をありがとうございます。

誤解を招く表現で非常に申し訳なかったのですけれども、おっしゃるとおり、漫画自体は昨年度からつくっております。ただ、新たなテーマでやりたいということで、新規と書かせていただきました。

ただし、おっしゃるとおり、事業としては新規ではありません。混乱を招いてしまい、申し訳ございません。

○事務局（木下障がい福祉課長） ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、既にご承知の方も多いかと思いますが、昨年5月の新法について簡単に概要をご説明申し上げます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 障がい福祉課の森岡です。

引き続き説明させていただきます。

昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。その概要について説明いたします。

まず、法律の正式名称についてです。今言ったものは略称でして、正式名称をお伝えします。正式名称は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律となっております。

次に、この法律の目的ですが、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資すると明記されております。

施行日は、昨年(平成29年)の5月25日です。

基本理念は、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり、以下の事項を行わなければならないとしております。

以下の事項と言われるものが四つありまして、一つ目は、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、二つ目は、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報取得などができるようにする、三つ目は、障がい者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする、四つ目は、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用をした取組を進めるということです。

ご存じのとおり、札幌市におきましては、この法律と同じ理念に基づいた障がい者コミュニケーション条例を平成29年から既に施行してございまして、先ほどご説明した施策に取り組んでおります。

今回の会議を通じ、皆様から出た意見を参考にしながら、この法律の理念にものつとり、今後も施策を推進していきたいと考えております。

○事務局(木下障がい福祉課長) それでは、事務局からのご説明事項が終わりましたので、今後の施策に関する意見交換に移らせていただきたいと思います。と存じます。

始める前に、今回、残念ながら都合が合わずに欠席されました要約筆記通訳者サークルのふきのとうの小林委員より事前にご意見をいただいておりますので、そちらを読み上げさせていただきます。

○事務局(森岡在宅福祉係長) 小林委員から三つのご意見をいただいております。

まず、一つ目は、札幌市障がい者コミュニケーション条例啓発マンガについてです。

今年の2月末に札幌市のホームページにアップされたコミュニケーション条例啓発マンガ(中途失聴・難聴者編)では、中途失聴・難聴者の方々の障がい特性やコミュニケーションの特徴のほか、要約筆記についても詳しくご紹介をしていただき、大変感謝しております。小・中学生を含め、幅広い方々への理解啓発に役立つことを願っております。

二つ目は、聞こえのサポート講習会についてです。

当事者主体の市民向け講座として今年の2月11日に開催された札幌市中途失聴・難聴者協会が運営する講習会にふきのとうも協力しました。当日は、定員を上回る多数の参加者があり、当事者の体験談を聞くことで、中途失聴・難聴者の方々の困り事やコミュニケーションの特徴がよく分かったといった声のほか、筆談体験ができて勉強になったという声、職場でもぜひ役立てたい、また、コミュニケーション条例について、より詳しく学べる機会があるとよいといった感想もあり、このような取組の大切さを改めて実感しました。

今後も、開催される場合はぜひお手伝いしたいと考えております。

三つ目に、要約筆記派遣対象についてです。

当サークルでは、公的な派遣制度の対象とならない方への要約筆記者派遣のご相談にも応じておりますが、交通費などの経費もかかり、利用者に自己負担がかかる状況となっております。札幌市の要約筆記者派遣制度では聴覚障がいによる身体障害者手帳の所持が派遣要件の一つとなっております。札幌市障がい者コミュニケーション条例で、障がい者の定義が「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定められていることから、手帳所持者に限らず、要約筆記を必要とされる方へ幅広く公的派遣が可能となりますよう、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

以上の三つのご意見等をいただきました。

○事務局（木下障がい福祉課長） ここから意見交換に移ります。

松川会長に進行をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○松川会長 これからは、今、札幌市から説明があったことについて意見交換をしていきたいと思っております。

資料2と資料3に基づき、委員の皆様から既に要望も出されているところでありますけれども、繰り返しでも構いませんし、改めて、今後の取組について、各団体からの要望等がございましたら積極的に出していただければと思っております。

促進委員会の目的は、札幌市の二つの条例、そして、昨年に成立しました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の取組に対して意見を述べるという場にありますので、ぜひ積極的にご発言をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○太田委員 先ほど事務局から報告がありましたとおり、昨年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。私どもはこれを非常に高く評価しておりますし、今までの運動の一つの結実であると思っております。

何よりも、この法律の附帯決議がありまして、その中には手話言語法の立法を進める方向で検討を進めなさいというふうに書いてあるのですね。

この手話言語法というのは、私ども全国手話通訳問題研究会、そして、全日本聾啞連盟に共通する現在最大の運動課題です。その手話言語法について、今回の法律制定の上で前向きに取り組みなさいという附帯決議がつけられたことで大きな力を得ております。

各都道府県レベル、市町村レベルで手話言語条例やコミュニケーション条例の制定は非常に進んでおります。札幌市が制定して以降、この4年間も全国で制定自治体が非常に増えております。とはいえ、条例です。その上の国レベルの法律がないと全国的で統一的な施策はなかなか難しいということで手話言語法の制定に私たちは今取り組んでいるところです。

昨年ですか、札幌聾学校において、学校の先生が日本手話を使ってくれないので、子ども

もが不登校になってしまった、これを何とかしろということで訴訟を起こされた親御さんがおりましたよね。それをきっかけにして、手話の世界に日本手話と日本語対应手話という二つがあるかのような、私たちから見れば誤った認識が社会に広がりつつあります。全日本聾啞連盟、全通研の立場から申しますが、そういう認識では決してありません。手話は一つです。

このような二つの別々な言葉があるのではないかという認識が広がっているのは、やはり、これまでの聾教育の中で手話が禁止されてきたこと、聾学校では手話を使うんじゃないということが長い間続いてきたということがあります。最近になって現場の先生も手話を使うようになってきたのですが、私たちが学校時代に習った国語に相当する手話語という科目がないのですね。文科省で手話語なりなんりの科目を設けてくれないと、子どもたちはきちんと手話を身につけるすべがなくなります。

障がい者が社会参加を広げていくためには、とにかく、どの手話が正しく、どの手話が正しくないのだけではなく、通じることが大切であると知ってもらうことです。通じることによって視野がどんどん広がっていくわけで、そういう立場で私たちは今取り組んでいるところです。

皆さん方もいろいろな障がい者運動の立場の中でいろいろな質問をされることもあろうかと思いますが、そういう質問が出た際には、手話は一つである、違いはないのだということを広めていただければと思います。

その上で、この附帯決議を受けて、札幌市も含め、手話言語法の制定に向けていろいろなバックアップをいただければなと思っております。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今、太田委員からお話があったとおり、私が先日確認したところ、政令市の中でも手話言語条例を定めているのは札幌市を含めて9都市だけで、まだまだ進んでいないのかなと思っております。札幌市は平成30年3月に制定しておりますので、札幌市としても、この条例の理念に基づき、皆さんのご意見を聞きながら施策等を今後とも考えていきたいなと思ってしますので、引き続きよろしく願いいたします。

○松川会長 ほかにございませんか。

○高嶋委員 今、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の中に、障がい者、聞こえないというのはいろいろとあると思いますが、行政側で身障手帳の所持の方を基に支援をしていると思います。例えば、聞こえなくても、片耳が聞こえて片耳が聞こえないという方、いろいろといるかと思いますが。

補聴器は購入すると高いです。補助の制度を使っても、手帳を保持していなければ利用できないと思います。

もう一つ、最近は厳しく変わりましたが、厚生労働省で、手帳を持っていても、補聴器が壊れ、新しく買うときには補助制度が使えない、もう一度、聴力検査を受けて、軽くなっていれば対象とならないという話を聞きました。そうではなく、医学モデルではなく、

社会モデル、障壁に対応した補助制度ということを望んでいますが、どうでしょうか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 補聴器の支援は基本的には補装具ということになりますけれども、札幌市では、子どもの補聴器の補助事業ということで、障害者手帳をお持ちではない方に対しても購入費補助という事業を平成20年代からやっています。

とはいえ、そうした中でも、補聴器が高い、あるいは、手帳を持っている方でもなかなかというご意見をお聞きすることもありますので、今後も、ご意見をお聞きしながら、国に要望できるものは要望していきたいと思っておりますし、対応は適宜考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○松川会長 今の高嶋委員の意見にもちょっと関係しますけれども、先ほどふきのとうの小林委員からの意見の紹介がございましたよね。その中の3番目は大変大事なご指摘だったかと思ひます。

要約筆記派遣の対象について、聴覚障がいによる身体障害者手帳の所持が派遣要件の一つになっているということで、この制度の対象とならない方が要約筆記を使う場合に自己負担が生じてしまうという問題に対し、改善を述べています。

まさに、社会モデルの観点から、コミュニケーションの手段を確保してほしいということかと思ひますが、今の時点で何かご意見はございませんか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今回、小林委員からご意見をいただきましたが、今後、札幌市として検討していかなければならないなと考えております。今の段階で結論めいたことはお話しできませんけれども、貴重なご意見だと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいということをお伝えしたいと思っております。

○松川会長 ぜひよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

○富樫委員 私たちは、長年、通訳・介助の利用時間の上限の撤廃をお願ひしてまいりました。それが実現し、本当にうれしいです。

でも、もう一つ要望を出していたものがあります。障害者手帳が総合2級以上でないと通介員を派遣してもらえないという制度になっているはずですが、今はどうなっているか、ちょっと分かりません。私たちとしては、長い間、障がいの程度には関係なく、通訳・介助員の制度を使えるようにとの要望を出してまいりましたが、今回、その要望がかなわなかったため、とても残念です。ご検討をお願いします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 2級以上ではない方も対象にというご意見ですが、これも札幌市としては検討していかなければならないと以前から思っているものです。実現できるところから一つ一つ取り組んでいきたいと考えておまして、引き続き検討課題とさせていただきます。

○松川会長 ほかにございませんか。

○花田副会長 私からは、まず、コミュニケーション条例についてです。

今回も講演のサポートを通して照会し、最後にはアンケートも取ったということですが

れども、やはり、内容についても知っている人はほんの僅かなのです。名前だけはどういう方は多かったのですが、今後どのように周知に取り組むのか、確認したいと思います。

もう一つは、補聴器の補助についてです。

ほかの自治体では補聴器の電池を助成しているところもあります。私どもの会員でも、電池にお金がかかるということもあって、助成することをお願いすることは可能なのか、これも検討していただければと思っております。

○事務局（森岡在宅福祉係長） まず、一つ目の条例の認知度があまり高くないのではないかというご意見についてです。

私たちもそれは強く認識しておりまして、次年度以降の取組として、動画やツイッター、ユーチューブなどを通じ、いろいろな方々にいろいろな媒体を使って、札幌市ではこういった取組をしているよ、こういった条例があるよということを周知していきたいと考えております。ほかにもこういったやり方があったらいいのではないのかということがあれば、適宜、ご助言等をいただければと思っております。

二つ目の補聴器の電池についてですが、ほかの団体などからもいろいろとご要望をいただいております。確かに、ほかの自治体では補助しているところもありまして、それはこちらとしても認知しております。ただ、補聴器については国の制度ということもあるので、国の考えなども確認し、検討したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○松川会長 ほかにございませんか。

○高嶋委員 基本的施策の（２）の災害のうちの緊急通報についてです。

２０１１年３月１１日に東日本大震災が起きましたが、もう１２年目になりましたけれども、聴覚障がい者については町内会での理解が少ないと思います。取り組むことはまだたくさんあるかと思えます。取組をしているところもありますが、全くないところもあり、まちまちです。全てはできていないかと思えます。

聴覚障がい者がいるということを確認し、把握し、避難方法についてなど、名簿を準備しておくなど、札幌市の方針があるかと思えますが、各区の町内会ではまちまちで、取組のあるなしもばらばらです。

今後はどのようにされるのか、そのまま放置されるのか、心配しております。できるだけ障がい者に対する取組や計画の策定を障がい福祉課から指示していただけないでしょうか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今のお話については適切な部署にお話しさせていただきたいなと思えます。

ちなみに、札幌市は、聴覚障がい者の方だけではなく、人工呼吸器を使っている方なども含め、そういった方々に対しての支援をどうするか議論は現在も続けているところです。決してこのままにしておいていいとは札幌市としても認識しておりませんので、今日いただいたご意見も含め、今後の会議などで何らかの形でお伝えしていきたいと思っております。

○松川会長 ほかにいかがでしょうか。まだご発言をされていない方、せっかくの機会でするので、ぜひお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○長江委員 今回、この会議に初めて出ました。手話や要約筆記の方々がいらっしゃいますが、私たちが講演するときも要約筆記や手話の方をお願いすることがあります。

ただ、知的障がいの子はコミュニケーション能力がちょっと足りないといいますが、欠けているところがあって、何かをとということではないですが、目で見られるもの、あるいは、曖昧な言葉ではなく、きちんと説明し、理解をしてもらえるようにしていただけたらと思っております。

知的障がいは、見た目からは普通に見えるのですが、理解力がすごく乏しいところがあるのです。こういうものは言葉では駄目で、目で見ても理解してもらえないものもあります。または、見え方だったり、手の感覚だったり、いろいろな感覚を持っているのです。それを分かってもらうため、私たちはそういう体験の啓発活動をしているのです。言葉だけでは皆さんになかなか理解してもらえないので、見え方の体験や聞き方の体験の講座を開いているということです。

これは、札幌市手をつなぐ育成会だけではなく、全国で広まっています。やはり、一番理解してもらえるは知っていただくことで、それが大事だと思っております。

今日、ここに来まして、障がいを持っていることの困難さがすごく分かりましたし、自分としてもすごく勉強になりました。そして、自分も知的障がいをきちんと知ってもらえるようにやっていきたいなと改めて思いました。

○松川会長 大事な取組だと思しますので、ぜひ継続してやっていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○盛委員 先ほど長江委員から発言もありましたけれども、私たちは、精神障がい者の家族の連合会です。家族として、精神障がいをお持ちの方と関わる身として、今日、ほかの委員のお話も聞かせていただき、いろいろな障がいや病気の特性があることを理解させていただきました。

精神障がいといえどもいろいろな病気がありまして、やはり、それぞれの特性に応じたコミュニケーションや関わりが必要であると思っております。もちろん、聞くこともできますし、話すこともできるのですけれども、コミュニケーションに関して言うと、例えば、うまく理解できない、あるいは、一度に多くの指示を受けても手順どおりにできないなど、様々な特性がございます。

そうしたことから、私たち当事者の家族会としては、日頃の啓発の意味も含め、家族支援を行っております。また、コロナ禍もあったのですけれども、できるだけ絶やさぬようにということで、月に1度、市民向けの精神療養講座を行っております。精神障がいの特性への理解を進めていっております。

また、毎年、法人としましても札幌市には要望させていただいております。やはり、障がいや病気への理解というものは、若いうちから、本当に小さなうちからの教育の中にも

ぜひ取り入れていただきたいと思っております。心のバリアフリーガイドということで、小学生は3年生でしたか、そして、中学生に対し、教育とも連携して、特性を理解していただくような教育をお願いしております。

毎年、要望を上げさせていただいているのですけれども、札幌市としては、引き続き、その要望に沿って、教育とも連携して進めていただけたらなと思っておりますし、今後とも、要望がありましたらぜひご協力をいただけたらと考えている次第です。

○松川会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 最後に私からも言わせていただければと思います。

コミュニケーション促進委員会ができてから4年でしょうか、この間、各委員からの意見、要望に基づき、札幌市も取組をしてきており、少しずつ進んでいるのだなと分かりました。この2年、対面では委員会をできなかったわけですが、今日、話を聞いていて、改めて感じましたし、引き続き進めていくことが大事だなとも思いました。

その上で、1点だけ、若干厳しい話をいたします。

今日、高嶋委員から、札幌市職員に対しての手話の講習というか、動画だけではなく、何らかの形でカリキュラムをつくる、あるいは、研修という形で札幌市職員にも広めてほしいという要望があったのですけれども、昨日、2019年3月だったかの最初の委員会の議事録を見ました。すると、同じ要望があったのです。そのとき、札幌市としては検討しますということで持ち帰ったのだけれども、今日また同じようなことがありまして、これは非常にもったいないなと思いました。

もちろん、できることとできないことがありますけれども、その状況を委員会にちゃんと伝え、どういう進捗状況なのかということも教えていただけるとありがたいなと思いました。

これについて何か回答があればお願いいたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

職員に対しての研修については、今ご指摘があったとおり、以前からご意見をいただいておりますし、札幌市としてもどういった形でできるのかを協議しておりました。ただ、新型コロナのことが重なり、現在も対面式の講習を札幌市の職員に対してなかなかできていない状況です。

とはいえ、やはり、条例を施行しているということもありますし、札幌市としては、職員に対してもそういったものを図っていかなければならないとは考えております。そこで、今年度、やれることは何かを課内で改めて協議し、まずは動画からやれる方向で検討してみようよとなりました。そして、昨年末ぐらいから札幌協と具体的な打合せをさせていただいたという流れになっております。

そういう第一歩がなかなか踏み出せなかったことは非常に申し訳なかったなと思っておりますけれども、今後もその考えに基づきながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解

のほど、よろしく願いいたします。

○松川会長 説明をありがとうございます。大変よく分かりました。

引き続きよろしく願いします。

5. その他

○松川会長 本日予定している議題は以上になります。

全体を通して、皆さんから何かございますでしょうか。

○山田委員 前の会議でもお伝えをさせていただいたのですが、我々のような進行性の神経難病の当事者は、見ぶり手ぶりでコミュニケーションを図ることができず、話もできません。札幌市には、いつもよくしていただき、大変感謝しております。しかしながら、我々当事者が病院に入院する際には、ヘルパーの同伴が認められなく、病院から断られることがいまだにあります。

皆さんの中には、病院であれば、看護師や医師がいるから大丈夫だと考えている方がいらっしゃるかもしれませんが、しかし、それは違います。我々当事者にはふだんから接しているヘルパーがいないと、息をするように意思疎通が図れません。

私は、頻回にたんの吸引が必要です。この行為が遅れると命に関わります。今、私がヘルパー抜きで入院したら、私は誰ともコミュニケーションを図ることができずに命を落とすかもしれません。

札幌市には、引き続き、我々ALS当事者のように自ら意思疎通を図ることができない当事者にヘルパーの付添いを必ず認めてもらえるよう、病院へのお願いと周知をお願いいたします。

時間がかかってしまいましたことをおわび申し上げます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 貴重なご意見を本当にありがとうございました。

今お聞きした内容は、関係部署を含め、一緒に検討していきたいなと思います。

今日は、本当にありがとうございました。

○松川会長 山田委員、ありがとうございました。

大変貴重なご意見だったと思いますので、私からも検討をいただけるようお願いいたします。

それでは、改めて、全体を通して何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 皆様、本日は活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日のご意見を踏まえ、引き続き札幌市の取組を進めてまいりたいと考えております。

私からのご連絡ですが、次回の委員会についてです。

具体的な日程についてはこれからの調整とさせていただきますが、次年度も本委員会を

開催させていただきたいと考えております。その際には、今回と同様、資料は事前にお送りをし、当日の会議にご参加をいただけるように進めてまいりたいと思っています。

6. 閉 会

○松川会長 それでは、以上をもちまして障がい者コミュニケーション促進委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上